



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月31日火曜日 第2997号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 581

## 告 示

- 医療機関の指定.....（保健福祉課）... 582
- 指定医療機関の変更.....（ " ）... 582
- 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 582
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 582
- 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 582
- 指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 582
- 保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 583
- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）.....（ " ）... 583
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 583
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 585
- 道路の区域変更（県道西条久万線）.....（東予地方局管理課）... 585
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 585
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 586
- 道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 586
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 586
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 587
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 587
- 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 587
- 指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 588
- 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 588

## 訓 令

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令.....（人事課）... 588

## 人事委員会規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 588

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月31日

愛媛県知事 中村時広

### 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成24年愛媛県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>神野一仁</u> 第2順位 副知事 原昌史	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>上甲俊史</u> 第2順位 副知事 原昌史

### 附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アルファ調剤薬局 横河原店	東温市樋口甲1375番地 2	平成30年 7月 1日
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地 1	平成30年 7月 1日
みどり薬局	大洲市東大洲1565番地 1	平成30年 7月15日
レデイ薬局 波止浜店	今治市内堀一丁目 1番 8号	平成30年 7月16日

○愛媛県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成30年 7月31日

○愛媛県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
是澤政勝	宇和島市高串1番耕地389番地10	睦美歯科医院	宇和島市恵美須町二丁目5番8号	平成30年 5月 9日

○愛媛県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
是澤政勝	宇和島市高串1番耕地389番地10	睦美歯科医院	宇和島市恵美須町二丁目5番8号	平成30年 5月 9日

○愛媛県告示第747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) まつもとクリニック	今治市大正町三丁目 6番地10	平成30年 6月 1日
(变更前) 松本皮膚科医院		

○愛媛県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
金井神経科内科	西条市北条437 - 3	平成30年 5月31日
アルファ調剤薬局横河原店	東温市横河原180 - 1	平成30年 6月30日
ココ北伊予薬局	伊予郡松前町大字出作540番地 1	平成30年 6月30日

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地 1	株式会社もより	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 7月 1日
アルファ調剤薬局 横河原店	東温市樋口甲1375番地 2	株式会社 アルティザン	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 7月 1日
みどり薬局	大洲市東大洲1565番地 1	有限会社 大洲調剤	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 7月15日

○愛媛県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西条市丹原町志川乙12の88、乙12の89、乙13の49、乙13の50、寺尾乙89の23
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第749号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西条市小松町南川字大谷乙61の1、乙61の4、乙61の77、乙61の78、乙62から乙67まで、乙68の1、乙68の11
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第750号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市小松町南川字大谷乙61の1、乙61の3から5まで、乙61の76から79まで、乙61の81、乙61の82、乙62から乙67まで、乙68の1、乙68の11

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第751号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 十倉 雅和
- 2 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項  
硝酸工場 8 N\_\_T - 463

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第24号二 魔ガス洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり1,000立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.5~2.5 最大 0.1~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 2,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 100	

4 汚水等の処理施設に関する事項

N B T 新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年 5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 527.5 最大 1,242.1	通常 109.4 最大 184.2

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 501.6 最大 862.1	通常 24.7 最大 69.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 557.0 最大 717.6	通常 226.0 最大 240.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26.3 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,429 最大 20,864	通常 17,429 最大 20,864	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.6 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある

○愛媛県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 7月31日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	曾我部 英 樹	西条市丹原町今井59番地 2
"	行 本 正 治	西条市丹原町今井525番地 9
"	永 井 正 文	西条市丹原町久妙寺209番地
"	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地 2
"	日 野 紘 嗣	西条市丹原町池田1453番地 4
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
"	十 亀 浩 二	西条市丹原町徳能出作54番地 1
"	黒 河 克 文	西条市丹原町徳能甲513番地
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	黒 光 和 美	西条市丹原町田滝甲48番地
"	佐 山 林 吉	西条市丹原町田野上方1686番地
"	佐 伯 修 一	西条市丹原町田野上方722番地第 4
"	松 本 浩 二	西条市丹原町長野1507番地 5
"	安 倍 勉	西条市丹原町高松甲590番地
"	渡 部 忠 臣	西条市丹原町高松甲550番地 1
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地 1
"	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地 6
"	定 成 啓 一	西条市丹原町石経561番地第 2
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
"	石 川 清 幸	西条市丹原町湯谷口甲233番地
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 政 志	西条市丹原町明河乙604番地
"	安 藤 功	西条市丹原町池田791番地 1
監 事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地

"	安 倍 茂	西条市丹原町高松甲612番地 2
"	越 智 許 一	西条市丹原町関屋甲245番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	青 野 衛	西条市丹原町願連寺249番地
"	行 本 正 治	西条市丹原町今井525番地 9
"	永 井 正 文	西条市丹原町久妙寺209番地
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	石 原 厚 男	西条市丹原町池田845番地 2
"	伊 藤 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	青 野 武	西条市丹原町古田甲1416番地
"	越 智 一 馬	西条市丹原町徳能出作28番地
"	黒 河 津 一	西条市丹原町徳能甲278番地 3
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	黒 光 和 美	西条市丹原町田滝甲48番地
"	佐 山 等	西条市丹原町田野上方1685番地第 2
"	福 田 利 幸	西条市丹原町北田野158番地 3
"	佐 伯 峰 義	西条市丹原町田野上方2126番地
"	眞 鍋 治 夫	西条市丹原町高松甲492番地 1
"	眞 鍋 洋	西条市丹原町高松甲549番地
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	曾 我 照 一	西条市丹原町北田野209番地 1
"	黒 川 敏 廣	西条市丹原町北田野1019番地 6
"	松 木 利 二	西条市丹原町石経823番地
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	今 井 啓 一	西条市丹原町関屋甲422番地
"	渡 部 鶴 男	西条市丹原町志川甲323番地 4
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 明	西条市丹原町鞍瀬甲884番地
"	渡 部 武 志	西条市丹原町徳能甲255番地
監 事	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	井 上 幸 正	西条市丹原町高松1034番地 2
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

○愛媛県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁143番 3 から 同字丁142番12まで	旧	メートル 4.6 ~ 7.7	キロメートル 0.091	
			新	10.0 ~ 14.1	0.091	

○愛媛県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁143番 3から 同字丁142番12まで	平成30年 7月31日

○愛媛県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 7月31日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 泰 長	西予市三瓶町蔵貫24番地
"	宇都宮 正 司	西予市三瓶町朝立 2 番耕地255番地
"	菊 池 茂 守	西予市三瓶町朝立 1 番耕地23番地
"	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地 1
"	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地 2
"	井 上 秀 樹	西予市三瓶町和泉甲459番地 3
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 徳 年	西予市三瓶町垣生甲175番地 1
"	山 本 壽 朗	西予市三瓶町二及 1 番耕地311番地
"	松 田 武 治	西予市三瓶町長早 3 番耕地118番地
"	浅 川 和 雄	西予市三瓶町周木 6 番耕地42番地
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	井 上 博 明	西予市三瓶町蔵貫浦703番地
"	堀 内 昭 利	西予市三瓶町蔵貫443番地
"	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地
"	二 宮 俊 治	西予市三瓶町下泊716番地
監 事	松 本 計 夫	西予市三瓶町津布理153番地 1

"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	藤 林 清太郎	西予市三瓶町下泊696番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 本 光 靖	西予市三瓶町朝立 1 番耕地18番地 1
"	宇都宮 正 司	西予市三瓶町朝立 2 番耕地255番地
"	紀伊野 五 男	西予市三瓶町朝立 1 番耕地296番地
"	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地 1
"	竹 内 信 也	西予市三瓶町安土512番地 2
"	井 上 秀 樹	西予市三瓶町和泉甲459番地 3
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 徳 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	井 上 紋 利	西予市三瓶町二及 1 番耕地364番地
"	河 野 初 男	西予市三瓶町長早 3 番耕地33番地
"	浅 川 和 雄	西予市三瓶町周木 6 番耕地42番地
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	井 上 博 明	西予市三瓶町蔵貫浦703番地
"	堀 内 昭 利	西予市三瓶町蔵貫443番地
"	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地
"	二 宮 俊 治	西予市三瓶町下泊716番地
監 事	朝 井 正	西予市三瓶町朝立 1 番耕地20番地 5
"	菅 沼 信 夫	西予市三瓶町垣生丙14番地 3
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地 6

○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋112番 2 から 同町油袋112番 4 まで	旧	メートル 4 2 ~ 10 3	キロメートル 0.084	
			新	10 3 ~ 15 9	0.084	

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋112番 2 から 同町油袋112番 4 まで	平成30年 7月31日

○愛媛県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町鳥津乙981番 5 地先から 同町鳥津乙1153番 1 地先まで	旧	メートル 3.3 ~ 7.3	キロメートル 0.190	
			新	6.1 ~ 16.1	0.190	

○愛媛県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町鳥津乙981番 5 地先から 同町鳥津乙1153番 1 地先まで	平成30年 7月31日

○愛媛県告示第760号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	山 口 修	東温市志津川	平成 30年 7月 1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	宮 地 祥 多	東温市志津川	平成 30年 7月 1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	細 川 裕 貴	東温市志津川	平成 30年 7月 1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	入 船 悠 樹	東温市志津川	平成 30年 7月 1日
肢体不自由、平衡機能障害	神経内科	独立行政法人国立病院 機構愛媛医療センター	尾 原 麻 耶	東温市横河原366番地	平成 30年 7月 1日
肢体不自由、音声・言語・そしゃく・呼吸器機能障害	内 科	医療法人青峰会真網 代くじり八ヒリテ ーション病院	古 川 實	八幡浜市真網代甲229番地 5	平成 30年 7月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	内科、消化器 内科	まつもとクリニック	松 本 尚 之	今治市大正町三丁目 6 番地10	平成 30年 7月 1日
じん 臓 機 能 障 害	外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	石 川 正 志	四国中央市川之江町2233番地	平成 30年 7月 1日
じん 臓 機 能 障 害	外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	宮 内 隆 行	四国中央市川之江町2233番地	平成 30年 7月 1日

じん臓機能障害	外科	公立学校共済組合四国中央病院	松山和男	四国中央市川之江町2233番地	平成30年7月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	公立学校共済組合四国中央病院	田代善彦	四国中央市川之江町2233番地	平成30年7月1日

○愛媛県告示第761号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成30年7月31日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
水本真奈美	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135	平成30年6月1日

○愛媛県告示第762号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成30年7月31日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	渡邊常太	東温市志津川	平成30年6月5日
心臓機能障害	循環器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	井村真里	東温市志津川	平成30年6月15日

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁 中 一 般

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年7月31日

愛媛県知事 中村時広

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成24年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>神野一仁</u> ア・イ 省略 (3) 省略 2 省略	1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 副知事 <u>上甲俊史</u> ア・イ 省略 (3) 省略 2 省略

附 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1206

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月31日

**教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第5条</b> 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、<u>次の区分による額</u></p> <p><u>ア 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き4時間以上のときは、3,600円</u></p> <p><u>イ 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満のときは、1,800円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第5条</b> 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、<u>3,600円</u></p> <p>_____</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この規則は、平成30年8月1日から施行する。